

身体的拘束適正化のためのマニュアル

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。株式会社煌星が運営する **いろは訪問看護ステーション**（以下、「本事業所」とする）は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、本事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。また、やむを得ない理由を記載します。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

＜参考＞介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 本事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が本事業所では向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について事業所全体で習熟に努めます。

③ 身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化の検討を実施

虐待防止委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は1年に2回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 虐待防止委員会の構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門を含めた複数職種で構成

(3) 構成員の役割

- ・招集者 代表取締役
- ・記録者 訪問看護師

(4) 委員会における身体拘束適正化に関する検討項目について

①前回の振り返り

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③(身体的拘束を行っている入居者がいる場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④(身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥今後の予定(研修・次回委員会)

・虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は、一体的に設置運営しても良いとします。

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容を議事録に記載し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、従業者に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のため従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

・高齢者虐待防止のための職員研修を併せて実施してもよいとします。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します

令和4年1月1日 施行

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

〇〇 〇〇 様

記

1. あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。

C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

〇〇年 月 日

事業所名: いろは訪問看護ステーション

代表者名: 〇〇

記録者名: 〇〇

(利用者・ご家族の記入欄)

上記について説明を受け、確認いたしました。	同意を得られない理由
<u>〇〇年 月 日</u> 氏名: _____ 本人との続柄 (_____)	

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
利用者 様			
月日・時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス等 参加者氏名	記録者 サイン